

○竜崎温泉潮風の湯管理規則

平成18年 6 月29日

規則第50号

改正 平成24年1月16日規則第2号

令和5年3月27日規則第15号

竜崎温泉潮風の湯管理規則（平成16年周防大島町規則第144号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、竜崎温泉潮風の湯設置及び管理に関する条例（平成18年周防大島町条例第33号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

（割引証明書）

第2条 条例別表第1に定める町内に住所を有する満65歳以上の者が浴場施設を利用する場合の適用に当たっては、周防大島町が発行する町営温泉・浴場利用割引証明書（様式第3号。以下「割引証明書」という。）を提示しなければならない。

2 割引証明書は、満65歳以上の者の申請により交付する。

（手帳の提示）

第3条 条例別表第1に定める身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（以下「障害者手帳等」という。）の交付を受けている者が浴場施設を利用する場合の適用に当たっては、障害者手帳等を提示しなければならない。

（利用の許可等）

第4条 条例第7条第1項により潮風の湯を利用しようとする者は、竜崎温泉潮風の湯利用許可申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項により申請を受け、審査を行い適当と認めたときは、竜崎温泉潮風の湯利用許可書（様式第2号）を交付するものとする。

（使用料の減額又は免除）

第5条 条例第9条第2項による使用料の減免については、次のとおりとする。

- (1) 利用者が町の場合は、使用料を免除する。
- (2) 町長が特に必要と認める団体の場合は、貸切り部屋等の使用料については免

除とする。

(3) 町長が特に必要と認める団体の場合は、入浴使用料及びプール施設使用料については、その2分の1の額を減額するものとする。

(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

2 減免を受けようとする者は、竜崎温泉潮風の湯使用料減免申請書(様式第4号)を、町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項により申請を受け、審査を行い適当と認めたときは、竜崎温泉潮風の湯使用料減免許可書(様式第5号)を交付するものとする。

(入館の制限等)

第6条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、施設に入館しようとする者の入館を禁じ、又は施設に入館している者に施設の使用を停止若しくは施設からの退館を命じることができる。

(1) 潮風の湯を利用しようとする者の利用が公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあると認められるとき。

(2) 潮風の湯を利用しようとする者の利用が施設及び附属設備等を破損し、汚損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、管理運営上支障があると認められるとき。

(遵守事項)

第7条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 危険物を持ち込まないこと。

(2) 所定の場所以外において飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。

(3) 施設備品の取扱いを適切に行うこと。

(4) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしないこと。

(5) その他職員の指示に従うこと。

(原状回復)

第8条 利用者は、その利用が終了したとき、又は条例第8条の規定により利用の許可の取消等を命じられたときは、直ちにその利用場所を現状に回復して返還し

なければならない。

(指定管理者が施設の管理を行う場合の取扱い)

第9条 条例第13条第1項の規定により指定管理者に施設の管理を行わせる場合における第4条及び第5条並びに第7条中の規定の適用については、第4条第1項中「様式第1号」とあるは「指定管理者が定めるもの」と、第4条第2項中「様式第2号」とあるのは「指定管理者が定めるもの」と、第4条及び第7条中「町長」とあるのは「指定管理者」と、第5条中「町長が」とあるのは「町長の承認を得て指定管理者が」とする。

(利用料金減免の取扱い)

第10条 条例第16条に定める利用料金の減免に関する規定の適用にあつては、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、町長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 町が潮風の湯を使用する場合の利用料金は、免除する。
- (2) 町長が特に必要と認める団体が貸し部屋等を使用するときは、その利用料金を免除する。
- (3) 町長が特に必要と認める団体が浴場施設又はプール施設を利用するときは、その利用料金の2分の1の額を減額するものとする。

2 利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、竜崎温泉潮風の湯利用料金減免申請書（指定管理者が定めるもの）を指定管理者に提出しなければならない。

3 指定管理者は、町長の承認を得て、利用料金を減額し、又は免除する旨の決定をしたときは、竜崎温泉潮風の湯利用料金減免許可書（指定管理者が定めるもの）により、当該申請者に通知するものとする。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、潮風の湯の管理運営上必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の竜崎温泉潮風の湯管理規則（平成16年周防大島町規則第144号）の規定によりなされた処分、手続その他行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成24年1月16日規則第2号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月27日規則第15号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。